

北海道感染症予防計画(第4版)の推進状況等

◆ 現計画の推進状況等

1 計画の趣旨

感染症法等に基づき、道の感染症対策を総合的に推進するための計画

2 策定根拠指針等

- [根拠] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条
[指針等] 法第9条の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び法第11条の規定による「特定感染症予防指針」

3 計画期間

平成20年度からおおむね10年間

4 推進状況等

[主な取組]

- 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
 - ・ 感染症の流行状況等の把握と適切な情報提供(毎週)
- 感染症に係る医療提供体制の確保
 - ・ 感染症指定医療機関の指定(第1種 1施設2床、第2種 24施設92床)
- 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重
 - ・ HIVウイルス検査の実施やHIV/AIDS相談の実施
- 結核の発生予防及びまん延の防止
 - ・ 結核患者への訪問指導及び接触者に対する健康診断の実施

[推進状況]

- 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
 - ・ 感染症の流行状況等の把握と適切な情報提供を適時に実施しており、施策がおおむね順調に進められている。
- 感染症に係る医療提供体制の確保
 - ・ 基準病床に一部不足(札幌圏域第2種4床)はあるが、全体としては第1種指定医療機関で1施設2床、第2種医療機関で24施設92床を指定しており、施策が概ね順調に進められている。
- 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重
 - ・ HIVウイルス検査の実施やHIV/AIDS相談を随時実施するなど、検査・相談体制等の充実が図られ、施策が概ね順調に進められている。
- 結核の発生予防及びまん延の防止
 - ・ 結核患者への訪問指導及び接触者に対する健康診断の随時実施などにより、結核の発生予防やまん延防止が図られ、施策が概ね順調に進められている。

◆ 次期計画策定に係る基本的な考え方

1 計画見直し等の趣旨

- 平成30年度を始期とする新たな感染症予防計画については、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（国基本指針）」の改正など、感染症を取り巻く情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じて関係者の意見を伺うとともに、北海道感染症危機管理対策協議会の意見を伺い策定する。

2 計画の性格及び位置付け

[根拠] 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条

[指針等] 法第9条の規定による「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」及び法第11条の規定による「特定感染症予防指針」に基づく感染症の予防のための施策の実施に関する計画

[新・北海道総合計画]

「生活・安心」（安心で質の高い医療・福祉サービスの強化）分野における「道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防」に位置付け

3 計画の期間

平成30年度から平成35年度まで

4 主な施策

- 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策
- 感染症に係る医療提供体制の確保
- 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重

5 計画の推進

- 道は、目標の進捗状況を把握し、評価を行うとともに、社会状況の変化や国における指針の見直しの状況を勘案しながら、PDCAサイクルにより必要な措置を講じる。